

お知らせ

台湾に来訪する日本人に対する90日間の査免措置について
(2008年2月1日より)

台湾当局は2008年2月1日より、台湾を訪問する日本人観光客に対し、90日間以内(到着日の翌日午前0時から起算)の滞在については、査証を免除することになりました(1月28日、台湾当局発表)。90日間の査証免除による滞在については、滞在期間の延長は認められておらず、これに違反すれば罰則金が課せられた上、退去処分となります。

入境の際は、有効期間が3ヶ月以上の旅券を入国審査官に提示する必要がありますのでご注意ください。

なお、従来、台湾側は日本人観光客に対して、30日間以内の滞在の査証しており、今回発表された措置はこれを90日に延長するものです。

2008年1月28日

交流協会台北事務所